

不利益処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 健康福祉本部母子保健福祉課

法令名	母体保護法	法令の番号	昭和23年法律第156号				
不利益処分の種類	受胎調節の実地指導者の指定取消	根拠条項	第39条第2項				
処分基準	法39条第2項の各号 昭和30年9月1日発衛第301号厚生省事務次官通知						
	対応区分	1 聴聞の実施 2 弁明の機会の付与	処理機関	母子保健福祉課	交付機関	母子保健福祉課	目次 NO